

広島県告示第千八百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和七年一月六日までの間、縦覧に供する。

令和六年十二月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 路線名 | 供用を開始する区間 | 供用を開始する日 |
|----------|-----------------------------------|-----------|
| 一般国道一八四号 | 尾道市天満町二八七番一三地区から尾道市天満町二七一番三二地区先まで | 令和六年二月一九日 |